

大阪ごみを考える通信

NPO 法人 大阪ごみを考える会

<http://osaka-gomi.sakura.ne.jp/>

【連絡先】吹田市江坂町 4-23-7-309 水川方

TEL/FAX (06) 6338-3908

【郵便口座】00960-9-251431

2017年度 NO. 5 2018. 1. 31

目 次

1. 理事長の今年の抱負

廃棄物を取り巻く「制度の狭間」は、魚アラが大阪府下では事業系一般廃棄物の取り扱いとなり、愛知県や兵庫県、奈良県では有価物となっている事からもよく分かると思う。ごみ問題の解決には、一見、ごみ問題とは関連が少ない団体が参加する時代へとシフトしているように感じる。若い柔らか頭が既成の概念に風穴をあけつつある。

2. 「京都市魚アラリサイクルセンター廃止へ」京都市の取組み

赤字を理由に、京都市魚アラリサイクルセンターがH31年度を最後に廃止を決めた。私たちが見学した時は担当者が自信を持って運営に当たる様子がよくわかった。公文書請求をみるにつけても、廃止に至る経緯は不透明なままだ。行政主導で大きな枠組みが決まり、事業者は、決定に従うだけという、従前のやり方では、事業者は右往左往させられっぱなしだ。

3. コラム アイヌ語の不思議 9 愛宕山のカタチ

「愛宕山」はあちこちで目にする、身近な山である。全国に119か所あるという「愛宕山」は、私たちの生活に近いところに立地する山だが総じて小山である。さて、アイヌ語で紐解くと・・・？

4. 法律を熟読するとフードバンク費用は賄える（その1）

食品ロスを少しでも減らし、食品を必要とする人たちに届けるフードバンク。フードバンク活動は活動費を寄付に頼っている。この活動を、食品リサイクル法と食品衛生法の解釈から、少しでも動きやすくする方法を探ります。

理事長の今年の抱負

30年近く当会の活動を続けてこられたのは『制度の狭間』の実態をよく調べてきたことにあると気づくことができました。

魚アラ問題に取り組んでいた今井さんが、大阪市は魚アラ回収業を「指定」業者と位置づけてくれたと喜んでいた時は「よかった！」と思っただけでした。魚アラは事業系一般廃棄物でしたが、大阪市がこれを運搬するために必要な「一般廃棄物収集運搬業」の許可を与えようとするすると既存の業者がダメと圧力をかける・・・でも今井さんのまじめさに打たれて、市の担当者が魚アラのみを運搬してよいとする魚アラ収集運搬「指定」制度を先ず「要項」化し、後に「廃棄物条例」に書き込んでくれたのです。

スーパーからは、生ごみ、魚アラ、プラスチック等々の事業系一廃が出ますが、既存業者はこれらを一緒に収集していました。スーパーも業者もその方がよかったからです。大阪市はこの事業系一廃の枠組みの中に魚アラという新たな枠組みを設けました。量が少ないから既存業者も損にならず“騒がなかった”のです。

城に行くと城壁の隙間から鉄砲で撃てる穴が開けられていますが、これを矢狭間とか鉄砲狭間と言うそうです。狭くても城を守る役割を果たせる大事な穴なので「狭間」と名付けたわけです。事業系一廃はモノでなく制度というコトですが、魚アラ「指定」は大切な資源を守るために設けた『制度の狭間』だった！と気づいたのです。

当時魚アラから作った飼料は安かったのですが、チリ沖のアンチョビーの漁獲高が激減し養殖魚の餌の値段が高騰したため魚アラ飼料値も高くなった結果、卸売市場など多量に出てくる魚アラは売れるようになり事業系一廃でなくなりました。同じものなのに量の多少に因る有価物と廃棄物の間に『制度の狭間』が生まれたのです。

今井さんの尽力で大阪府下の市町では魚アラは事業系一廃になりましたが、杉本さんが奈良県・兵庫県・愛知県などでは有価物になっていることを見つけました。ここにも都道府県、市町村という制度が生み出した『制度の狭間』があり、収集業者は割りを食っていたのです。

消費・賞味期限切れ寸前のフードバンク物は、メーカーが売ってはダメ！としているため、有価値物であるのに無価物になってしまい、売価＝コスト＋利益という法律に書く必要がない世界共通ルールの中にくさびを打ち込み『制度の狭間』を新たに作ってしまいました。

横流しされると損するという思いに縛られてしまうと法律以前の倫理や道徳という慣習と法律の狭間にくさびを打ち込んでしまうのですが、世界中の人が気づかなくなっているようです。便利な世の中は、絆を断つ魔力を秘めていると言われていますが、フードバンク物はその魔力が生み出した魔物だったのです。

でもこの魔力は退治できると青年海外協力隊OBの高森さんから教えてもらいました。青年海外協力隊は外務省というごみ問題とは関連性が殆どない国の一組織で、国連とは密接につながっています。その国連がSDGs（Sustainable Development Goalsの略で持続可能な開発目標という、17のゴール）を掲げ、国ではなく世界中の一人一人にこの目標達成するため共に協働しようよと呼びかけているのです。

国と国という『制度の狭間』に入り込んでいる一人一人が、狭間をすり抜け交流し「ワン・ワールド」を創ろうという智恵あるイベントが扇町公園で、2月3日～4日開かれました。

呼びかけても雲を掴むような目標ではスローガン倒れになるから、当会のテーマのごみ問題については「12. つくる責任・つかう責任」を果たすのです。イベントに参加したら自分のごみを持ち帰ったり、主催者の分別に協力する、リユース食器を使う店で買い物することなどをして欲しいとしています。

京都の祇園祭や大阪の天神祭でも市民団体が同じ呼びかけをして成果を上げていますが、これを一見ごみ問題と関連が少ない団体が呼びかける時代になっているのを知り、当会は世界の人々と絆を築く第一歩を踏み出したと嬉しくなりました。

他に1. 貧困を泣くそう、8. 働きがいも経済成長も、14. 海の豊かさを守ろうなどなど全部で17項目のちょっと頑張れば誰でもできる目標を上げているので、このイベントに参加すると、世界中の色々な人々とのつながり方がよく見えるようになっていきます。

「12. つくる責任、つかう責任」には「再利用する責任」が書かれていません。当会はつかう責任を担う消費者だけでなく、再利用業を営む事業者が参加している特長を活かし「再利用する責任」を追加してもらうよう頑張るのが使命と気づきました。

理事長 森住明弘



ONE WORLD FESTIVAL

OSAKA-KANSAI JAPAN EXPO2025
ワン・ワールド・フェスティバルは
2025年日本万国博覧会
大阪・関西誘致を応援しています。



第25回 西日本最大!世界につながる国際協力のお祭り
ワン・ワールド・フェスティバル

2018年2月3日(土)・4日(日) 10:00~17:00 入場無料 雨天決行

大阪市北区扇町2-1-7 大阪市北区扇町2-1-27 大阪市北区扇町3-1
カンテレ扇町スクエア(1階ステージ) 北区民センター 扇町公園

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	1 貧困をなくそう	2 気候変動に具体的な対策を	3 健康とウェルビーイング	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギー
	8 働きがいも経済成長も	9 産業と雇用創出	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 持続可能な消費を推進しよう	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう
	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正な世界を築こう	17 パートナリシップで目標を達成しよう				

【お問い合わせ先】ワン・ワールド・フェスティバル実行委員会事務局(特選)関西国際交流団体協議会 航空分室 〒546-0002 大阪府東住吉区杭全1丁目15番18号 大西ビル 3F
TEL:06-6777-1039 FAX:06-6714-6090 E-mail:onefes@interpeople.or.jp hayase.y@n23.com
URL: <http://www.interpeople.or.jp/owf> Facebook: <http://goo.gl/HLKHy> Twitter: [one_world_fest](https://twitter.com/one_world_fest)

●主催:ワン・ワールド・フェスティバル実行委員会 (公社)アジア協会アジア支の会、(公財)オイスカ関西支部、(財)大阪NPOセンター、(株)国際協力機構 関西国際センター、(一社)南太平洋協会、みんなが育つ学校とれびびび、(特選)みんなの未来をいっしょに、青年海外協力隊大阪府OB会、(一社)大阪青年会議所、(特選)関西国際交流団体協議会●事務局:(特選)関西国際交流団体協議会●会場:(一社)大阪府コミュニティ協会北沢支部●協力:外務省●運営協力:(特選)関西国際交流団体協議会、(公財)京都府国際交流協会、(株)イングリッシュ、(学)日中文化交流会

「京都市魚アラリサイクルセンター廃止へ」京都市の取り組み

当会通信 2017 年度 No2 「神戸フィッシュミール工場閉鎖。愛知県魚アラ処理公社解散の経緯」では、行政が補助金を支出して設立された魚アラ処理施設運営の難しさを報告しました。その後、京都市、福岡市の魚アラ処理施設も相次いで閉鎖が決定となりました。魚粉飼料の高騰が続く中でこのような閉鎖によって最も影響を受けるのが排出事業者と収集運搬事業者となります。京都市魚アラリサイクルセンターの成り立ちと閉鎖決定に至った経過を報告し、今後の課題について考えたいと思います。

施設の名称	設 立	処理能力	閉鎖の予定年度
京都市魚アラリサイクルセンター	現施設は平成 20 年 4 月 1 日稼働	33 t/日	平成 31 年度末

- ・昭和 40 年代(伏見区)、京都市内には複数の民間化製場がありました。そこには、京都市内をはじめ大阪府内からもスーパー等の魚アラも多く搬入されていました。当時は大阪府内には処理施設が少なく京都市内まで行かなければなりませんでした。しかし、京都市内では近隣住民からの悪臭・騒音・水質汚濁など苦情が多くあったり自らの経営難から廃業が続きました。
- ・平成 7 年、最後に残った伏見区の民間化製場を京都市清掃局が買収し「魚アラリサイクルセンター」の名称で化製場として魚粉の製造を開始しました。平成 8 年、「魚アラリサイクル推進協議会」が設立され。その後、所管も清掃局から環境局へと変更されました。
- ・平成 17 年、老朽化と横大路を中心とする周辺地域の悪臭防止対策の観点から建て替えが決定される。
- ・平成 20 年 4 月 1 日、新工場「京都市魚アラリサイクルセンター」稼働。

施設建設費、約 2 1 億円。

○平成 21 年 2 月、京都市議会普通予算特別委員会第 1 分科会記録より。

（質問：委員）これを一般廃棄物処理施設に位置付けられた理由はどういうところにあります。

（答弁：適正処理施設部長）基本的に、私どもは、いわゆるごみ処理を適正に行っていこうという立場で臨んでいるわけですので、魚アラといえども、もちろん魚粉の原料になりますけども、私としては事業系の一般廃棄物であるという位置付けの下、それを処理するための施設という形で現在の施設を建設するに至ったものでございます。



（意見：委員）私、この魚アラリサイクルは京都市の行政事務としてやろうとするのは大いに意義があると思っております。

京都市は、様々な議論を経て市直営の魚アラ中間処理施設を運営してきました。一般廃棄物処理施設と位置付けることにより、大阪府内からの魚アラの搬入は行われなくなりました。また、地元の横大路自治会との協議も整い評価の高い廃棄物処理施設として立地されてきたのです。

＊原料（魚アラ）搬入量の推移（年度ごとの魚アラ搬入量の増減は少なく推移しています）

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
5,530 t	5,396 t	5,354 t	5,313 t	5,496 t	5,590 t	5,394 t

ところが、施設建設からわずか 5 年後の平成 25 年になると、京都市は施設の赤字運営を問題として運転業務の民間委託を決定しました。一般廃棄物の処理に経費がかかることはごみ焼却工場も同じです。

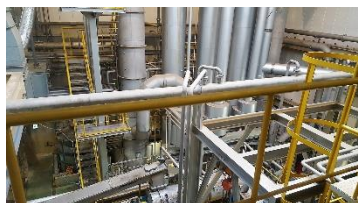
「赤字」という考え方は、建設当初の適正処理という理念からは大きく変わってきました。

○平成 25 年 7 月、京都市議会くらし環境委員会記録より。

（質問：委員）赤字であるから今度は民間に運営を委託するということで考え方が容易ではないかな。

（答弁：適正処理施設部長）このセンターにつきましては、確かに、毎年約 2 億円の赤字が出ておるということでございます。（略）この施設自体が営利を目的とした施設というわけでもございませんので、なかなか、その赤字解消には至らん部分もでございます。（略）」

＊平成 27 年 6 月 9 日、当会から森住をはじめ 3 名が京都市魚アラリサイクルセンターの見学を行いました。管理係長の西田さんから、施設の運転状況や 3 階建て施設での工夫した魚粉製造過程を教えてもらいました。お話では、運転業務の民間委託当時は慣れない作業にあたる作業員もいたが現在は問題なく魚粉の製造がおこなわれています。また、水処理や臭気対策も万全を期しているとのことでした。長年に渡って工場を動かしてきた西田さんのお話からは魚粉製造にかける熱い思いや、今後も操業を継続していけるという現場のお話を聞くことが出来ました。



○平成 27 年 9 月、京都市議会本会議。京都市長より、京都市魚アラリサイクルセンターは平成 31 年度末をめどに閉鎖するという方向性が述べられました

運転業務を民間委託したものの毎年約 1 億円の赤字が続くというのが最大の理由となっています。

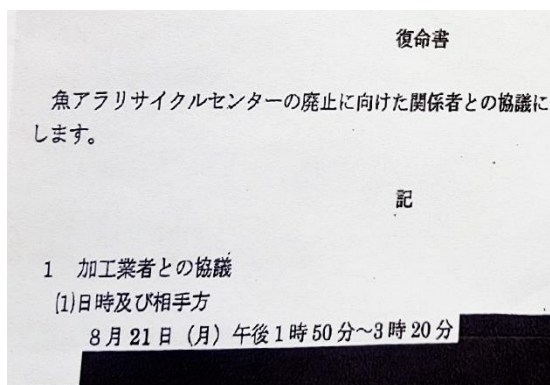
また、現在の工場も製造ラインの機械の入れ替え費用が今後発生することも大きな要因となっています。

○平成 28 年 1 月 15 日、京都新聞報道。全国唯一「魚アラ再資源化」挫折 京都、赤字続き施設廃止へ
京都新聞では 2018 年度末で廃止する方針を決めた。とあります。しかし、京都市に対して行った 3 回の公文書公開請求からは、今後の閉鎖に向けた公文書は示されませんでした。また、閉鎖に伴う協議機関も設置されていないことが分かりました。

＊平成 30 年 1 月 23 日、京都市環境政策局適正処理部施設管理課、公文書公開から。

平成 29 年度旅行命令簿より（魚粉製造工場への出張や他都市視察の目的は全く不明です）

- ・平成 29 年 8 月 9 日、魚アラリサイクルセンター廃止に向けた関係機関協議。
- ・平成 29 年 8 月 21 日、魚アラリサイクルセンター廃止に向けた関係機関協議。
- ・平成 29 年 8 月 22 日、魚アラリサイクルセンター廃止に向けた関係機関協議。
- ・平成 29 年 10 月 13 日、魚アラリサイクルセンター廃止に向けた他都市視察。



写真は、8 月 21 日、魚アラ加工業者との協議、復命書です。

○行政の都合で物事が動いている。

施設廃止の主な原因は赤字運営であることですが、閉鎖に向けた協議機関もなく、今後のスケジュールも示されないまま議会对応の資料として文書の作成が行われていると思わざるを得ません。直営施設建設時の思いに立ち返り、排出事業者や収集運搬事業者、地元自治体も参加する協議機関の立ち上げが最優先に行われるべきだと思います。

（杉本 照夫記）

アイヌ語地名を調べていて良いことは、よく歩くことです。知らず知らずのうちに、かなりの距離を歩きます。1 昨年春には 6 時間も東京の墨田区を歩いていました。70 歳前の老人が初めての道を・・・と思うと我ながら笑います。再び行けるほど時間も経済的余裕もありませんので、つい無理をしてしまいます。

悪いことは、まったく知らない場所に行くので、遭難の恐れがあります。1 昨年の 2 月に熊本のトンカラリンという所に行きました。真っ暗な穴の中を 30 分も四つん這いで進んだことがあります。かつて松本清張さんも入られたと安心していただけでしょうか。どれくらい時間がかかるのか知りません。途中で蛇が出て来たり、水攻めにあったり、出口が閉じられていたら、どうなったでしょうか。

また数年前に、秋田県の平方山^{ひらかた}に登ろうとしました。(pira=) 崖の山を確認するためです。717 m の高くない山ですが、道標の無い山でした。これは遭難すると思って引き返したことがあります。なにしろ初めての所ばかりで、知らないからこそ行かねばなりませんので、行くのですが。恐ろしいことです(脱線しました)。

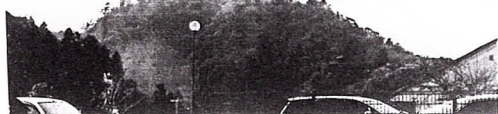
ところで、東京都港区にある愛宕山。NHK の放送局が 1938 年まであったところですが、山頂(26 m)にある愛宕神社に行くには急峻な石段が待っています。この山はいわゆる団子山で、孤立した丸山です。東京都の地形は地図ではわかりません。都心に大きな凸凹があり、小高い山が何カ所もあるのです。愛宕山はアイヌ語で解すると、a-tap- kop-nupri、「我らの・たんこぶ山」という意味です。これはアイヌ語地名研究者の間で一致した解です。

神戸市北区にある有馬温泉にも愛宕山(461m)があります。有馬はアイヌ語で解すると、ari-oma で「山の中」という意味です。有馬温泉を山が取り囲んでいます。愛宕山は其中でも孤立した丸山です。何事も実地調査、と登って来ました。小さい山なので登るのは簡単なのですが、降りていくのは大変でした。周遊路がぐるぐる回っていたからです。どこから登ってきたのか、分からなくなり思わず苦戦しました。有馬の神様である温泉神社に強制着陸させられました。

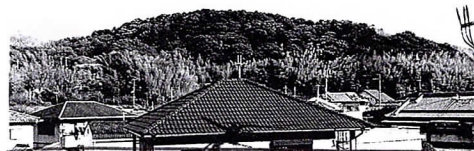
神戸市北区には愛宕山が、あと 2 つあります。地理的に離れており、3 つの愛宕山を命名した人々は、それぞれ独自の生活圏をもっていたようで、同じ名前でも混乱しなかったようです。

もう一つの愛宕山(山田町原野 294m)は、登らず少し離れた所で見ました。ここも丸山です。近づきすぎると、木々だけしか見えません。また写真を撮る時に妨害物があると、撮っても特徴が出せません。今回の写真でも撮影場所を変えました。3 番目の愛宕山(淡河町行原 256m)は、地図の見方が悪いのか、到達できませんでした。

大阪府泉南市にも愛宕山(90m)があります。JR 和泉砂川駅から南に歩くと、孤立した円山があります。タケノコの栽培地で、登って行きましたが、道は農業用の道で、プチ遭難の危険ありと、早々に撤退しました。愛宕山は『日本山名総覧』(武内正著 1999 年 白山書房刊)によれば、全国に 119 箇所あります。兵庫県南東部には神戸市の周辺に 7 カ所も集中しています。



神戸市北区有馬町 愛宕山



大阪府泉南市 愛宕山

法律を熟読するとフードバンク費用は賄える（その１）

本誌では昨年から、フードバンク活動を取り上げています。食べられる食品を捨てずに活用することはとってもよいことです。活動に必要な費用は寄付に頼らざるを得ないが、出してくれるところは少ない……。一見高く見えるこのハードルを乗り越えるコツは、この活動に関連する三法律をよく読むこと！であることをお伝えします。第一回は食品リサイクル法です。

１．有用物なのに有価物でない

フードバンク活動取扱物は廃棄物になる寸前の有用物です。通例有用物は有価物として扱われますが、事業者は当該物品を販売することを禁じているので有価物にはならず、無償での受け渡しとなる特異な物品です。

事業者から見ると、廃棄物になる寸前で利用するから廃棄物の減量になり廃棄物処理費が節約できるだけでなく、社会貢献していることでイメージアップにつながります。

一方フードバンク活動団体から見ると最大の課題は持続可能な事業にするに必要な経費を充当する仕組みがないことです。即ち扱う物品は廃棄物でないから、通常の有価物と同じ丁寧な取り扱いが求められ、運搬、保管・仕分け、配送には廃棄物処理費よりもかなり高い費用が発生しますがこれを補償することはできません。

- １）運搬にはパッカー車でなく、宅配事業者と同じ基準の貨物トラックや保冷車を使う。
- ２）厳密な食中毒対策が求められ保管にも保冷庫が必要になる物品が多い。
- ３）希望者へ分配する際、宅配事業者と同様の分配システムが必要になり人手を要する。
- ４）当該物品は通例の有価物と違い定常的に同量・同質にならないので受け取り時にも配送時にも臨機応変の対応が要求され計画通りにいきがたい。
- ５）不定期の業務をボランティア等で担うため有価物業務に比べ労務管理が複雑になる。

フードバンク活動を主管しているのは農水省です。ここは食品リサイクル法の主管省庁でもあるので、まず有用物が有価物にならない理由をこの法律の中で探していきます。

２．食品リサイクル法ではどう位置づけているか？

大阪市環境局は食品ロスを少なくする活動を広めるため「食品リサイクル法における取り組みの優先順位」として①発生を抑制する、②再生利用する、③減量する、の三活動をあげフードバンク活動は①発生を抑制する活動と位置づけています。三活動はいずれも廃棄物を減らす活動ですが、②再生利用とは言えないし、③減量とも言えないからです。

②再生利用とはリサイクルを意味するので、食べなくなった食品を堆肥にしたり、飼料にすることを指します。当会が力を入れている魚アラのリサイクルは飼料にする方です。

③減量とは水切り、乾燥を意味しますが、フードバンク取扱物は廃棄物にする前に利用しているのでこの二つとは違うことは理解できます。

食品リサイクル法は通称

でも食品リサイクル法は食品のリサイクルを進めるための法律だから、①発生抑制や③減量まで入れ

ているのは疑問なので、この法律を詳しくみると食品リサイクル法とは書いていないのです。正式名は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、「食品リサイクル法」は通称なのです。

キーワードは「再生利用等」ですが、これは「発生抑制、再生利用、熱回収、減量（乾燥、脱水、発酵、炭化）」と書いています。「～等」と書くことで再生利用（リサイクルのこと）以外に発生抑制、熱回収、減量の三つも再生利用と“よく似ている”と拡大解釈して法対象にしているのです。

熟読するとさらに③減量は、脱水（水切り）、発酵、炭化も含めています。減量「等」とは書かなくてもこれらは廃棄物を減らす行為なので入れているのだと思います。

このように法律用語になると家庭のみならず工場での廃棄物も対象にするので定義域が広がるのだと思います。そこで以下では法律用語としてきちんと定義されている用語には『』をつけることにします。いつ『廃棄物』が出てくるか注目しながら読んでください。

発生抑制を導くからくり

フードバンク取扱物は堆肥や飼料にする『再生利用』や、『熱回収』、『減量』でないことは理解できますが、まだ『発生抑制』と位置づける理由はまだよくわかりません。そこで「発生抑制」をどう定義しているか調べると「食べ残し」や「売れ残り」を減らして「廃棄する食品を減らすこと」と定義していました。でも「食べ残し」や「売れ残り」ではありません・・・結局これらと同様「廃棄する食品を減らす」効果があるので、これも広く解釈して「発生抑制」に該当するとしていると思います。それは違う！と思う方は是非意見をください。法律用語の理解を互いに深められるからです。



2月3日は節分

恵方巻きの廃棄が話題になった

即ち『発生抑制』とは廃棄する前に**本人**が廃棄する量を減らすことを意味し、「再生利用」、「熱回収」、「減量」の三つは廃棄されてから**別の人が**廃棄する量を減らすことと定義していることになります。

このように定義しておく、事業者は廃棄物処理費を支払わなくてもよくなるのです。即ち後者の三つは廃棄された後、減量されるから廃棄物の減量に該当しますが、前者の「発生抑制」物は廃棄されない物なのだから論理的には当然廃棄物ではないことになり、事業者は処理費を負担しなくてもよい論拠にできるのです。農水省や大阪市もこの解

釈をしているのでフードバンク取扱物は廃棄物ではないと位置づけているのだと思います。

3. 食品衛生法では

次にフードバンク取扱物が消費・賞味期限寸前物で通例の食品に比べ冷蔵庫での保存期間が少し短いだけに、事業者が食中毒を気にして提供を躊躇する法的論拠を調べることにします。国もこの問題に対応するため、関係省庁が議論を重ね、消費者庁が平成25年12月18日に開催した「第2回食品ロス削減に関する意見交換会議事録」に以下のような見解が示されていました。

（1）フードバンク取扱物品を関係者（事業者、フードバンク活動団体、受領団体）が扱ってはならないという法的な禁止規定はない。

即ち食中毒を防せぐことを目的にする食品衛生法では、扱ってはダメとは言っていないのです。

（次号に続く）

（森住 明弘記）



2月14日はバレンタインデー
チョコレートは大量に売れ残るのだろうか？